慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	銀行、財政の交錯点並に預金組織への進展運動、殊に米国の連合準備の新法に就て
Sub Title	
Author	高島, 佐一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.2 (1914. 3) ,p.208(82)- 222(96)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140300-0082

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

意見を持して、今日の勞働運動を指導しつゝあるかは、問答速記に依て、其一斑を窺ふを得べし。余は勞働問題の研究者に向つて本報告並に附錄の一讀を望むや切なり。

銀行、財政の交錯點並に預金組織への進展運動、殊に米國の聯合準備の新法に就て

高島佐一郎

目次

(一) 銀行、財政の交錯點
(二) 銀行と國庫制度との關係
(イ) 預金組織
(ロ) 金庫組織
(ハ) 特立金庫組織
(三) 預金組織への進展運動
(四) 米國聯邦準備法の經濟觀

一

本編の目的は金融に直接交渉する財政作用の一局面卽ち玆に金融的財政と假題せんと欲するものと銀行業との間に存在する所の或る緊切不可離の關係の內容を觀察し、以て一國財政の組織運用が如何に其邦國の銀行制度、經營に繫屬し關係する乎を敍說し、次いで其關係の一重要局面たる銀行並に國庫制度の交錯を抽き來りて其因果關係を概論し、之に舊臘遂に大統領ウヰルソンの署名を經て將來に實施の域に入らんとする彼の米國の聯邦準備法 (Federal Reserve Act) を點綴評論して國庫制度に就いて今や世界の大勢たらんとする「預金組織の進展運動」の軌跡を概觀せんとするにあり。

而して共和黨內閣時代の Aldrich-Vreeland 法案を參酌して米國化し、又たラフリン教授等が提唱したる全國準備聯合會を折衷して法化し兼ねて半世紀以上の歷史を擔へる國立銀行法の重要なる一角を切取らんとするの此聯邦準備法は、一新聞が論せる如く、未だ以て奈翁の佛蘭西銀行、比公の獨逸帝國銀行に比較すべからざるを覺ゆと雖も、少くとも國庫制度改善問題の關する限り、彼の十月の新關稅法と共に米國六十年來の名立法と爲すを妨げざるべし。

思ふに Hobbes が國家を以て Leviathan に喩へたるは汎く人の知る所、然らば國家歲出入は此大動物の靜動脈の總てに流るゝ血潮に比すべし、蓋し血液の流動なければ有機體の生存は不能なるべければなり。又顧みれば Prof. Conrad 等は銀行の用を以て人の心臟に喩へたり。吾人亦之に倣ひて近世銀行の職分を比類するに近世國民經濟組織體を廻るの血液を以てせんとす。何となれば今日の經濟組織は銀行の存在なしに運行すべからず、又た銀行の用は其組織體の如何なる部分に遍在してあらざる所なければなり國家歲出入及び銀行、既に均しく國家財政並に國民經濟の血液たる職分を有し、此二者が財政及び經濟といふの二有機組織體の全部に循環して其生活の本源を爲すものなりとせば、財政及び銀行業間には分離すべからざるの一重要關係の存在し兩者相俟て一國金融經濟の運用を完美ならしむるものなること亦た疑ふべからず。

次に抽象的なる比喩を離れて此點に關する具

象的觀察を試みん。高名なる Bagehot は曾て、「金融市場に對する國家の採るべき最良の政策は放任無交渉にあり」と云へりと雖も、(Works V., p. 68) 國家の生存目的益々雄大に、其文化目的(Kulturzweck)の爲にする歳出愈々增大して底止する所を知らざらんとし、Roscher の所謂財政膨脹の法則が近世文明國の共通現象たらんとする此秋に當りて斯の如き方策は到底實行すること能はざるべし。換言すれば斯かる國庫及び銀行の特立狀態は歳出入の全體としての完全なる投合卽ち歳出入の金額並に時期に就て全き投合あるにあらざれば之を實行すること難く又た此の理想境存在したりとするも、猶ほ斯かる無交渉の狀態を維持することに依り、國家は啻に消極的に金融界を善導せざるのみならず屢屢積極的に之を壓迫すべきを以て、此主義は獨り實行不能といふに止まらず實に實行すべからざるものなりとす。殊に歳出入の時期の不適合より生ずる一時的不均衡は、實際上絕對的に避け能はざるものなるを奈何せん。玆に於て財政(Public finance or Government finance)並に金融(Finance or Financing)は絕對に無交渉なる能はず、卽ち國家は或は自己の財政的活動を全うしつゝ猶ほ財政が金融を壓迫することを避け又は進んで金融の圓滑なる運用を助長せんが爲に遂に私人又は企業と等しく自ら時に金融家(Financier)或は金融調節家(Finance regulator)となり以て一般金融の事に關與せざるべからざるに至るものとす。

斯かる際に於て、國家自らが金融家たる場合の趣なからざるは勿論のことゝして、多くの場合に於て財政上の金融代理者(Fiscal agents or Financial agents)たるの職分に任じ、歳出入の過不及を整調し、又一般金融市場の調節機關となり、以て國家生活の途上に横はる財政上の障碍物を除去するの最大貢獻者は遂に我が銀行に覓めずして又誰にか求めん。是れ銀行が所謂金融的財政上に有するの重任たり。而して今や此

重要關係の衝に立つものは一中央銀行に限れるにあらずして實に一般銀行に擴充せらるゝを見るなり。密かに思ふ、銀行論は一般の業務理論以外猶ほ銀行が他の商業機關に對する關係、少くとも

(イ) 銀行と生命保險業との關係
(ロ) 銀行と倉庫業との關係
(ハ) 銀行と取引所殊に株式取引所との關係

等を研究し、更に進んで銀行が此金融的財政に對して保有する關係を觀察するにあらざれば學問としての體形全からずと。蓋し此謂に外ならざるなり。然らば此關係の內容(フェーセス)をなすものは何ぞや。這は大體次の六局面に現はるべし、曰く

(イ) 銀行と國庫組織との關係
(ロ) 銀行と預金殊に郵便貯金との關係
(ハ) 銀行と租稅及び納稅期との關係
(ニ) 銀行と大藏省證券との關係
(ホ) 銀行と公債との關係
(ヘ) 銀行と補助貨流通との關係

卽ち是なり。而して本稿說かんとするの部分は冒頭一言せる第一の關係に限り、他の數目は他日筆を洗て敍說するの機會あらんとす。

二

國庫とは法律上國家を代表して財產を所有し主として現金の收支に當る一設備なり卽ち國庫は唯一にして分割すべからず國家の收入は總て之に入り其支出は總て之より出づ。國庫の觀念夫れ斯の如し。而して銀行國庫間の關係を正解するには先づ國庫の組織を知るを要す、蓋し或る國庫組織は金融を疏通し調節するに反し或る國庫組織は屢々金融を壓迫し紊亂すといふが如く國庫組織の如何は金融市場に對し常に至重の關係を及ぼすものなればなり。

國庫組織の分類は預金組織及び金庫組織と爲すよりも、預金組織(Deposit Treasury system)金庫組織(Treasury system)及び特立金庫組織

(Independent Treasury system or Sub-Treasury system) の三制度に別つを以て學問上便利なりとす。今試に此各制度を採用せる邦國を例示すれば英國は完全なる中央銀行預金組織を實行し佛國及び本邦は預金組織、金庫組織の中間に立ち、獨國は金庫組織、特立金庫組織の折衷主義を採用し、米國は從來永く純白なる特立金庫組織を支持したりしも今や一大飛躍を試みんとするの旋轉期に立てり。而して各制度の優劣を品等すれば最も進歩せるものは預金組織にして金庫法及び特立金庫法相次ぐ。然れども制度の設定は獨り理論の命ずる所に依りてのみ之を決すべからずして各邦國に於ける政治上の關係及び行政上の組織に支配せらるゝこと尠なからず、又各邦國に於ける金融界發達の程度並に金融機關の制度殊に中央銀行の有無等にも影響せらるるものなるが故に他の條件未だ備はらざるの時際に當つて唯理論並に政策の指示する所に從ひ漫然直に國庫組織を改むる如きは不可能の事項に屬することを知らざるべからず。今爰に優劣を言へるは理論並に政策の麾く所に依り、「他の事情にして同一ならば」'Caetcris paribus,' の前提の下に於て之を爲せるのみ。卽ち劣法より良法に遷らんとするや、先づ宜しく金融狀態を改善し金融機關を整備し又國狀改むべきものあれば之を改め、然る後初めて國庫組織を正だすべし。然り然らば此等の條件の既に成就せる邦國に於て國庫制度の進展運動の發生するは眞に自然の勢にして彼の所謂源治まりて末流自ら清澄なるものなり、合衆國に於ける進展運動は夫れ此勢に乘せるものか、乞ふ之を後章に明徵せん。

（ヰ）預金組織

預金組織とは國庫の收入は總て之を中央銀行の當座預金となし又其支出は總て其預金貸方に對し振出したる小切手を以てするの國庫制度を謂ふ。此制度の下に在りて支出が收入に超ゆる場合には中央銀行は大藏省證券を引受け又は賣出し、或は貸越を爲し、以て國庫預金に貸方殘

高を造出して國庫振出の小切手を支拂ひ、財務行政の運用に停滯の患なからしむることを得べし。斯の如くなれば一國の團體中最大の收支の單位を有する所の國庫の所有する現金は、啻に一方に於て國庫中に死藏せられて貨幣の效用を沒了せらるゝことなく敏活に直接又は間接に短期割引資金又は「コール、マネー」等に充用せられ、同時に國庫の支出を簡便容易なからしむるのみならず他方に於て國庫の支拂には國庫支拂切符を使用せずして受領者に於て直に自家預金に組入れ又は直に交換に持出し得べき通常の當座小切手を行使するものなれば自づから當座預金の循環速度（ヴェロシチー）を增し、以て通貨の效用を充分に發揮せしめ得べく、延いて國庫並に金融市場は大に調節せらるべし。Henry Adams は此預金組織の妙用を論じて「政府は中央銀行に於て爾餘の公私預金者と同一の地位に立つ、而して政府預金は中央銀行を通じて一般金融市場に貸出さるるを以て政府收支の高下は市場に流通する通貨の數量を著しく上下せしむるの虞なし、蓋し通貨は縱令政府勘定の貸方に在るものと雖も斯くして容易く商工業資金の需用に應じ得ればなり」と云へり。(Henry Adams: The Science of Finance, p.212) 又預金組織を以て更に最近 Ireton の擧示せる「特立金庫組織に依り歲出入間の純差額として流通場裡より國庫に吸收せられ空しく金庫に死藏せらるゝ公金は過去四十年間の平均額一億萬圓以上に達す」と云へる彼の米國國庫制度の短所に比較すれば釋然たるものあらん。(Robert Ireton, A Central Bank, pp.1-15.)

要之此預金組織又は準預金組織を採用せる英佛兩國政府が其中央銀行に對する關係は、唯僅に國庫が最大の收入者、支出者たるの性質上其大なる公金收支の時期に關し自己の便利を考量するのみならず一般金融の狀況を顧念して之を定むることを必要とする外又何等私人たる預金者の地位と異れるを見ざるなり。(Conant, The Principles of Money and Banking, II, p.366.) 從て

此國庫制度は國庫と金融との間を疏通するの一大水道の如き作用を爲すものにして、其金融を調節すること恰も兩大洋を通ずる運河が兩者の水平面間に存在する所の巨大なる差を遞次均一せしむるにも似たることを知らん。而して或る邦國にして金融狀態既に發達し、又中央銀行或は中央銀行の職分を行ふべき金融機關既に存在するならんには此形式の國庫制度を採用すること必しも至難の業にあらざるべし。是れ蓋し本邦並に合衆國に於ける此種の進展運動の存在に說明を與ふるものなりとす。

（ロ）金庫組織

本邦の國庫制度は金庫組織を本體とし之に預金組織を加味したるものなり。今先づ法律の規定を措きて其本質を尋ね、其經濟的機能に及ばん。

會計法第三十一條は宣明して曰く

「政府は國庫金の取扱を日本銀行に命ずることを得」

次いで會計規則第百十一條第一項は言ふ

「會計法第三十一條に據り國庫金の取扱を日本銀行に命じたる場合に於ては日本銀行總裁は金庫出納役として金庫の出納を掌るべし」

と、是れ我が金庫組織の流れ出づる源泉なり。而して日本銀行總裁は金庫出納役として國庫金の收支の一切を管掌するも、政府預金と他の銀行資金とは截然之を分ち、銀行は其營業部の外に獨立せる國庫部を設け以て彼此混同することを許さゞるなり。次に其金庫組織の成立を觀ん敍上二規定に基き明治二十二年勅令第二百十六號は、我が金庫組織を定めて、金庫を中央金庫本金庫及び支金庫の三種となし、中央金庫は日本銀行をして之に當らしむることゝしたるが、同勅令第五條は筆を進めて其三者間の監督關係を敍して

「中央金庫は各地の本金庫を統轄し本金庫は支金庫を總轄す」

と定め、同第六條は

「中央金庫、本金庫、支金庫の現金の保管出納は日本銀行をして取扱はしむ」

と規定し、以て日本銀行が我が金庫組織の統轄機關たるの權限を宣べ、同時に同第十一條に於て

「日本銀行は政府に對し國庫事務の一切に亙りて責任を負ふべし」

と規定して、其義務の範圍を明定したり。

次に此組織運用の實際を觀れば、獨、佛の中央銀行の如く全國に亙りて數百の支店出張所を有せざる限り、自ら本金庫支金庫の一切の實務に當ること能はざるが故に、日本銀行は地方に於ける各都會の確實なる銀行を選定して之を本金庫亦た其周圍の銀行を選びて支金庫となし、順次に統轄並に運用の業を全うするものとす。惟ふに上述せる制度に在りては銀行資金と國庫金とは截然分劃せられて相融通せらるゝことなきを以て其運用に危險なしと雖も、若し預金組織に推移して其利益を收めむと欲せば、中央銀行は多數の自行支店を各地方に開設すること佛蘭西銀行の如くなすか、或は本金庫、支金庫の事務を行ふべき日本銀行代理店の基礎一層の確實を加ふること英國の如くなるを要すべし。飜て念ふ、日本銀行支店增設は一の理想にして今俄に實行せらるべくもあらずと雖も、今や本邦の銀行界にも大銀行の潮（グロスバンケン）、集中運動（コンセントラチオン）の流、澎湃として來り浸さんとす、斯の如くして鞏固なる大銀行の支店の各地方に普きの日、英國の如き預金組織夫れ或る實現せらるべきかと。

さて本邦の金庫組織は斯の如くして國庫出納機關の統一を全うしたりと雖も、國庫勘定が空乏を告ぐる場合に於て、國庫は銀行資金の融通を受け能はずとせば、詳言すれば、法定政府貸出金二千二百萬圓以外には、國庫は如何なる場合にても日本銀行の貸出を得る能はざるものとせんか、必要なる國費の調達の爲に大藏省證券の發行は自づから頻繁ならざるを得ずして國庫は高き利息の負擔を免れ能はざらん。

斯の如きは國庫、金融市場の共に不便とする所なるを以て明治二十七年に至り一時貸借法なる國庫出納に關する一法律發布せられ以て國庫及び銀行間へ具象して言へば日本銀行の營業部及び國庫部間に一時的融通を行ふこと認めらるゝに至りて茲に我が金庫組織は著しく預金組織の色彩を帶ぶることゝなれり。次に注意すべき一事項は本邦現制度にありては政府各般の支拂に中央本支金庫宛の國庫支拂切符を用ふと雖も、此國庫支拂切符は手形交換所に於て一般の當座小切手と殆ど同樣なる取扱を受けをれるものなるが故に實質上金庫宛の小切手を行使すると相同じきこと卽ち是なり。

（八）特立金庫組織

特立金庫組織は中央銀行を缺ける米國に於ける特殊の產物にして金庫組織の原始的形態と看るべき窮屈嚴格なる國庫制度たり。而して從來幾度か改革要を絕叫せられて猶ほ頑强に支持せられたる此制度も、昨年末上下兩院を通過し十二月二十三日大統領の署名を得て愈々完成せる「聯邦準備法」'Federal Reserve Act' の實施に依りて根本的革命を受くべきを以て、近き將來に於て此の制度は卽ち財政史上の一遺物たらんとす。（The Literary Digest, January 3, 1914, pp. 1-3）今單簡に此制度を說かん。

此組織の成立は、國庫金の出納に就き、政府は大藏省內に中央金庫（Treasury）なる一部局を設け更に國內重要都會には其の支局たる本金庫（Sub-Treasury）を設置し、此機關に依り純粹なる一行政事務として自ら之を管掌するものなり而して其目的とする所は、銀行をして全然國庫金の出納に關與せしめず、國家財政の基礎を擁護して銀行の蹉躓破綻より絕對に獨立ならしめんとするにあり。Prof Kinley は此組織が齎らせる成績を論じて「往年動もすれば其發行せる銀行券の兌換義務を政府に轉稼して顧みざりし所の銀行より斯く國庫が全然特立したることは政府發行の所有信用形式より一切の不確實なる分

子を驅除し去り、國民の久しく待望したりし如く合衆國通貨を確然たらしめた得たるにあり」と言へりと雖も、（Kinley, The Independent Sub-Treasury, p-29）實際上運用の成績は爾かく良好なるを得ずして、通貨制度改革の聲は五十年來曾て些かも輕減せられざるを奈何。

何を以て之を言ふ。曰く、國庫並に銀行の絕對分離、卽ち一切の歲出入事務が擧げて金庫に依り行はるゝの結果、羨ましくも米國に通例なる年々の歲入殘餘が中央本金庫中に嚴封死藏せらるゝは勿論、歲出入の時期を異にするより生ずる一時的歲入超過額も亦庫中に貧眠して金融市場を濡ほすことなきを以て財政は常に金融を壓迫すべく、秋季穀物出廻期又は其他の期末決濟資金繁忙期に於て此患殊に甚しからん。特立金庫組織の短所は之に止まらずして此國庫金の死藏及び國庫金の流通の緩漫なる事實を通じて通貨の效用は著しく其發揮を妨げられずんば止まざるなり。而して此病患は一八四〇年斯制の採用以來常に繰返され藏相 Guthrie の如き夙に一八五六年の財政年報中是に言及して「此制度は歲入が大に歲出に超ゆる每に米國の通貨、銀行及一般通商に深甚なる致命的打擊を加へる」ことを承認し、（Finance Report, 1856, p.32, cited in Conant's Banking, II. p.369）更に此剩餘金は時宜に應じて公債買入又は償還に充用せられつゝあることを敍說せりき。而して此種の剩餘金處分方策は爾來六十有餘年繼續せられ、又或は剩餘金を造幣局に交付して、造幣依賴者をして直に成貨を得しむるの方策を講じ、以て國庫剩餘を適宜分散して金融の逼迫を緩和せんことを力めたりしも、猶ほ財政、金融間の調節充分なるを得ずして一層有效なる手段に出でざるを得ざりき。

而して其手段たるや、特立金庫組織の採用せし當初の精神を沒了する底の方策なりき。何ぞや、曰く、國庫金の國立銀行への預け入れ卽ち特立金庫組織より預金組織へ傾向するの過程的方

策是れなり。今其立法を按ずるに一八六三年二月の國立銀行條例第五十四條は

「大藏大臣は必要に應じ國立銀行を指定し之を關稅收入以外の國庫金の預入所(デポジタリース)と爲すことを得」

と規定したりしが、一八六四年の同改正法は此規定を更に擴張し指定國立銀行は啻に國庫金預入所たり得るのみならず又國庫事務代理店たることを得るものとしたり、卽ち其第十四條は

「大藏大臣により指定せられたる國立銀行は其定むる所の規則により關稅收入以外の國庫金の預入所たることを得又大藏大臣は政府の國庫事務代理店として國立銀行を指定することを得但し右指定銀行は公金預入所及び國庫事務代理店として政府の命ずる所の義務を履行することを要す

大藏大臣は前項の銀行に對し預入公金の安全なる保管及び敏速なる返濟を保障し並に國庫事務代理店たるの義務を擔保する爲に合衆國國債證券及び其他の公債證書を大藏省に差入るべきことを命ずべし」

と規定し、以て他日預金組織に推移するの種子を播けるなり。而して此種の規定並に運用は國立銀行法に改正ある毎に漸次發達を遂げつゝありと雖も其速度極めて遲緩なるを免れず。(Conat, Theory of Money and Banking II p.372.)

思ふに此國庫制度は、同國銀行通貨制度上、彼の證券保障銀行券、支拂準備金の分散並に死藏、商業證券の不動化(インモビリゼーション)、ウォール、ストリートへコール、ローンの集積等の好ましからざる制度と合成して、爰に米國の金融界を常住恐慌の危險に暴露せしむるの因を爲せるものなるを以て此制度改正の議は同國の政黨的政策論を超越するの大問題として朝野上下を通じて眞摯に研究せられたるを觀るべし。例へば曩には Aldrich-Vreeland Bill となり、又私論としては前造幣局長 Robertsの中央銀行設立策あり、(*George Roberts, A Central Bank of Issue, p. 7 ff.*) 又經濟學會の重鎭 Prof Laughlin は National Citizens' League' の行政部委員長として全國準備聯合會(National Reserve Association) 設立案の發表あり、(*Prof Laughlin*, Banking Reform. ff.2 ,27.) 有識憂國の人其提唱する所の策は卽ち區々たりと雖も特立金庫組織に不滿足を表し何等かの改革を加へざる可らずと爲すに至りては總て相一致する所なりき。

然るに此進展運動今や美果を結びて、先きに昨年十月三日新關稅法案(Tariff Bill) に署名して米國產業界に刺戟劑を投じたる Wilson 大統領は、今又十二月二十三日新銀行法案 (Owen-Glass Currelncy Bill)に署名して聯合準備法(Federal Reserve Act) 爰に成れり (The Literary Digest. Vol.48, No.1) 次に進んで一般的に此運動の軌跡を辿らん。

三

國庫組織の如何は財政及び經濟の調節が如何なる程度まで可能なるべき乎を決定するのバロメートルなり。Hartley Withers が英蘭銀行に於ける國庫金預金を以て金融市場の要素としての金融的財政行爲中の最要目となしたる所以實に存して是に在り。(Meaning of Money. pp, 249-252.) 以上三款に亙り敍說せる所に依り、一方に於て通貨の循環速度を大にして其效用を極大にすると共に、他方に於て財政が經濟を攪亂するの患を極小にし、以て一國金融の疏通を完美ならしむるの方策は、英國の國庫制度の如く中央銀行に於ける政府預金勘定 (Public deposit account,) 卽ち所謂 'Government cash at the Bank' の流用を自在ならしむるの預金組織の採用を外にして又た途々きを知らん。蓋斯の如くなれば、每歲一月乃至三月に亙る鉅額の徵稅により市場の現金を吸收するも、或は七月前後定例の巨大なる公債利子支拂を以て金融界を濡ほするも、將た又九月以降の穀物出廻り資金に對する需要が殺倒し來るも、英蘭銀行は銀行の銀行

(Bank for banks)たるの地位と政府の銀行(Government's Banker)たるの職分とを巧に調節せしむるとにより、少くとも財政作用に影響せられて或は銀行利率を上下せざる可らざるの弊を除き得ればなり。之を更に抽象的に說明すれば、國家歲出入をして英蘭銀行營業部と稱する同一水平面に流出入口を具ふる大なる貯水池(レザーヴオアー)より自由に放出し流入する如き仕組を有せしむることにより、財政並に經濟は相提携して各々其運行を謬らず、一國金融の運用に平靜、規律、圓滑を與ふること英國現時の狀態の如くならしむることを得べければなり。是れ方今世界文明國の國庫制度が佛、日の如き預金組織、金庫組織の折衷主義の影を採るか、或は純然たる預金組織に推移する所以にして、又同時に五十年來頑强に支持せられたる米國の特立金庫組織が此大勢に抵抗し得ずして彼の聯邦準備法の實施と共に確然として預金組織に進展せんとするの運動に說明を與ふるものとす、而して斯く通觀し來れば「預金組織へしは文明國に共通せる運動なりと結論し得べきなり。

四

念つに舊臘中北米合衆國上下兩院に於て久しく綿密周匝なる討議剪裁を重ねて通過し、二十三日大統領の署名を經たる、聯邦準備法(Federal Reserve Act)は、流石に曾てAldrich及びVreeland の丹念に築き上げたりし基礎の上にRobert Owen, Carter Glass等の構造せる協同勞作だけありて、一方に於て半世紀の長きに亘り同國の銀行通貨制度を支配し來れる國立銀行法を改造せると同時に、他方に於ては、一九〇七年に突發せる如き金融恐慌を將來に向ひ絕對に防止するの權威あるものたるが如し。何となれば、斯法實施の曉には、財政、金融の關係に就ては、國庫事務が大藏省の一部局たる聯邦準備局(Federal Reserve Board)の監督の下に全國に亘れる八行乃至十二行の聯邦準備銀行(Federal Reserve Banks)の管掌する所となり、殆んど英國の國庫金預金組織と同一なる國庫制度を採用するものなれば、財政が金融を壓迫するの患は淸掃せらるゝに至るべく、又通貨並に金融の方面に就ては、銀行券は正貨商業手形及び國債引當てに發行せられて通貨の統一を全うし分散且死藏せられたりし預金に對する支拂準備金は集中せられ市場に引出されて豐富にして彈力ある再割引資金を供與し、近時其弊に堪へざらんとしたる「マネー、トラスト」は自から終熄せられ、更にウォール街への投機資金は其方向を轉じて商業手形割引資金たるに至り、米國の金融界は愈々堅實なる巨步を運ぶべければなり。

唯米國國狀と其分權的精神とは歐洲先進國に於ける如き立法を妨ぐるものあり、民主黨の智囊を傾け盡すも、猶ほ奈翁が佛蘭西銀行を創め比公が獨逸帝國銀行を建てたりしが如き一中央銀行設立の壯圖に出づること能はざりしは、啻に共和黨や獨立黨の政治家といみいはず、George Robert一派の密かに遺憾とする所なるなからんや。然りと雖も、翻て聯邦準備局の監督權と調節機能とを觀じ、又た各聯邦準備銀行の相互の連絡、關係を念ずるときは、英米の如き一般經濟の發達し、更に普通銀行の資金の豐富なる邦國に於て最も中央銀行の活動又は後援を必要とする時、卽ち金融恐慌發生の時際等に當りては、此等八銀行は合體して、一大中央銀行たるの機能を發現し得べきを知らん。(*Vid* Hartley Wither's Lombard Streat in 1910, in Bagehot's Lombara Street)何となれば八準備銀行は、啻に全國支拂準備金の流入し集中する各獨立の貯水池たるのみならず、準備局は、必要なる場合に於て何時にても一準備銀行に命ずるに他準備銀行の有する手形を再割引することを以てし得べきが故に、斯く自から八貯水池を連絡するの職分を盡すによりて準備金の可動性は充分に發揮せらるべく、從て各準備銀行は一團となりて一大中央銀行の作用を爲すことを得ればなり

中央銀行設立論者亦以て慰むるを得んか。

終に斯法の實施が海外に及ぼす影響に至っては、直、間接に亙りて頗る多岐なるものあるべしと雖も其最も著明なるものは、正貨の最大保有者たるべき此準備銀行は法律上外國に支店を開設　得べきを以て從來米國銀行界にありて最も不振なりし外國爲替業務が盛行せらるゝに至るべきのみならず、現今「コール、ローン」の形式に依り、Wall Street に吸引せられつゝある彼の巨大なる銀行資金が其方向を轉じて商業手形割引資金に傾向し來るべきは蓋し明白なるが故にラフリン教授が久しく待望し熱心に誘掖しつゝある手形引受業亦た蔚然としてハドソン灣頭に起り、紐育が世界最重要の手形市場たるの日或は到來するなきを必すべからざるにあらん。

(*National Monetary Commission*, Bank Acceptances; *Prof. Laughlin*, Banking Reform. pp. 90-108; 及び *Antwerp*, The Stock Exchange from Within. pp. 99-127 參照)

二三三

佛國の失業保險（上）

杉塚磨

失業勞働者救濟組織としての所謂「ガン」式補助制度の價値に就ては世既に定評の存する所なり、(本制度の詳細に就ては法學協會雜誌第二九卷第一二號、拙稿「ガン」市に於ける失業者救濟制度の大要、參照)佛蘭西は實に「ガン式制度を廣く國家的に採用せる最初の邦國にして同國議會は千九百五年初めて此目的の爲に十一萬法の豫算を通過し同時に該金額は失業救助金としてよりも寧ろ主として勞働者の自助心を基礎とする任意失業保險の奬勵費として之を使用すべきことを決議したり、而して此の如き中央政府の措置は一方に於て地方政府の地方基金に對する同一制度の採用を促すと共に、他方に於て勞働組合其他之と同種の機關をして新に多數の失業基金を設立せしむるに至れり蓋し千九百二年に於ける佛國勞働局の調査に依れば當時佛國の勞

働組合に於ける失業救濟組織は他の工業諸國のそれに比して頗る遜色ありし事明にして、佛國政府が此調査後幾くもなくして上述の如き補助制度を創設し以て失業救濟の發進を奬勵するに至れるは實に此缺陷を補はんとするの目的に出でたるに外ならざるなり。

是より先き佛國勞働局は失業救助事業(Relief-work, Distress-work, Notstandsarbeit)の爲めに毎年十萬法以上の豫算を計上する市町村に就て調査し、千八百九十六年を以て之が結果を公表せるが此報告に依れば各市町村に於て行はるゝ失業救濟事業は極めて區々に亙り、或は單に雪掻き若くは氷割等の如き單純なる事業のみを提供するものあり、或は公園の改造、共有地の開墾其他の戸外土木業務を提供せるものあり、尙官公署によりて行はるゝ此種の事業の外に私設の慈善的機關に於ても亦之と同樣の事業を行へるものあり。

然れ共此等は一時的失業に基因する危險に對する政府若くは慈善機關の事後救濟にして何れも保險に屬するものにあらず。

失業期間に對する豫備に關する勞働者自身の努力は主として勞働組合に於ける失業救濟基金に依りて行はるゝ所にして此種の自助的任意基金は佛國に於ては比較的近時の創設に係り、英獨に於けるそれの如く未だ發進せず、千八百九十四年の佛國勞働局調査に依れば當時佛國に於ける勞働組合中其失業組合員に對して失業救濟を行へるは僅に八十七組合にして其組合員數は一萬六千二百五十名に過ぎざりき、次で行はれたる千九百二年の第二回調査に依れば勞働組合の失業基金數は三一〇にして此中約半數は印刷組合の地方的組織に屬せり、而して勞働組合に於て失業救濟金を受けたる勞働者の數は五%を出でず、且つ印刷組合の場合を除く外、失業基金は何れも地方的組合に於てのみ組織せられたり、印刷組合に於ける失業救濟に對する掛金は二、七五法なるも其他の組合の大多數にありて